

国立大学法人東京農工大学広報・社会貢献委員会細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学広報・社会貢献委員会細則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程第8条第5項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)における大学広報及び社会貢献活動等の基本的事項について、全学的立場から審議するため、国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会国際交流・広報・社会貢献部会の下部委員会として国立大学法人東京農工大学広報・社会貢献委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 入試広報の基本的事項に関すること。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>農学研究院、工学研究院、工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教育研究評議員を兼ねる副部局長 各1人</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>大学教育センターから選出された教員 1人</u></p> <p>(5) <u>産官学連携・知的財産センターから選出された教員 1人</u></p> <p>(6) <u>大学情報委員会副委員長</u></p> <p>(7) <u>工学府・工学部広報・社会貢献委員会委員長、農学府・農学部広報・社会貢献委員会委員長、工学研究院、農学研究院及び生物システム応用科学府から選出された広報・社会貢献担当教員 各1人</u></p> <p>(8) <u>総括本部長</u></p>	<p>本則</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程第8条第5項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)における大学広報<u>(国立大学法人東京農工大学入学試験委員会が所掌する事項を除く。以下同じ。)</u>及び社会貢献活動等の基本的事項について、全学的立場から審議するため、国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会国際交流・広報・社会貢献部会の下部委員会として国立大学法人東京農工大学広報・社会貢献委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 削除</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>農学研究院及び工学研究院から選出された教育研究評議員を兼ねる副部局長 各1人</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>産官学連携・知的財産センターから選出された教員 1人</u></p> <p>(5) <u>科学博物館長</u></p> <p>(6) <u>工学府・工学部広報戦略委員会委員長又は同委員会副委員長、農学府・農学部広報・社会貢献委員会委員長又は同委員会副委員長及び生物システム応用科学府から選出された広報・社会貢献担当教員 各1人</u></p> <p>(7) <u>大学情報委員会副委員長</u></p> <p>(8) <u>総務部長</u></p>	

<p>(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第1項第1号に規定する副学__長をもって充て、副委員長は前条第1項第2号から第8号に規定する委員から2人を互選により選出する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(小委員会)</p> <p>第8条 委員会に、次の小委員会を置き、小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行うとともに、実施における調整及び総括を行う。</p> <p>(1) <u>学生募集改革委員会</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 小委員会の委員長は、委員会が選出する。<u>ただし、前項第1号に規定する小委員会の委員長は、委員会の副委員長をもって充てる。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(専決)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の小委員会の議決をもって委員会の議決とすることができる事項については、委__員会で別に定める。</p> <p>3 第1項の議決を行った場合は、小委員会委員長は速やかにその旨を委員長に報告する__ものとする。</p> <p>(事務)</p> <p>第11条 委員会の事務は、<u>広報・社会貢献チーム</u>において処理する。</p>	<p>(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第1項第1号に規定する副学長をもって充て、副委員長は前条第1項第2号から第8号に規定する委員から2人を互選により選出する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(小委員会)</p> <p>第8条 委員会に、次の小委員会を置き、小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行うとともに、実施における調整及び総括を行う。</p> <p>(1) <u>理科離れ問題の解消のための知的貢献検討委員会</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 小委員会の委員長は、委員会が選出する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(専決)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の小委員会の議決をもって委員会の議決とすることができる事項については、委員会で別に定める。</p> <p>3 第1項の議決を行った場合は、小委員会委員長は速やかにその旨を委員長に報告するものとする。</p> <p>(事務)</p> <p>第11条 委員会の事務は、<u>総務部総務課広報室</u>において処理する。</p>	
---	--	--

別表			別表		
小委員会名称	委員構成	所掌事項	小委員会名称	委員構成	所掌事項
学生募集改革委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条第1項第3号の委員 ・同項第4号の委員 ・同項第7号の委員のうち、工学府・工学部広報・社会貢献委員会委員長、農学府・農学部広報・社会貢献委員会委員長及び生物システム応用科学府から選出された広報・社会貢献担当教員 ・工学府及び農学府から選出された教員 各1人 ・国際センターから選出された教員 1人 ・入試チームリーダー ・広報・社会貢献チームリーダー ・その他小委員会が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> 学生募集及び入試広報活動の企画、実施及び調整に関すること。 	理科離れ問題の解消のための知的貢献検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・広報・社会貢献委員会委員長 ・東京農工大学出版会理事 2人 ・東京農工大学出版会専務理事 ・工学府・工学部広報戦略委員会委員長又は同委員会副委員長 1人 ・農学府・農学部広報・社会貢献委員会委員長又は同委員会副委員長 1人 ・生物システム応用科学府から選出された広報・社会貢献担当教員 1人 ・総務部長 ・総務課広報室長 ・その他委員長が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的貢献活動の企画・立案に関すること。 ・知的貢献活動の実施に関すること。 ・知的貢献活動の広報に関すること。 ・その他広報・社会貢献委員会委員長が必要と認めた事項に関すること。
史料編纂小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・広報・社会貢献委員会副委員長 ・農学研究院、工学研究院、工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教員 各1人 ・その他小委員会が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・記念史の刊行に関すること。 ・その他必要な事項 	史料編纂小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・広報・社会貢献委員会副委員長 ・農学研究院、工学研究院、工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教員 各1人 ・その他小委員会が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・記念史の刊行に関すること。 ・その他必要な事項

附 則 (24 細則第 10 号)

この細則は、平成 24 年 4 月 2 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。